

監査報告書

令和元年5月15日

学校法人 国際武道大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 国際武道大学

監事 笠巻孝嗣 

監事 内田安昭 

私たちは、学校法人国際武道大学の監事として、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条の規定に基づいて、同法人の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における財産目録及び収支計算書を含め、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を開覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人国際武道大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び収支計算書は会計帳簿と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上